

株主の皆様へ

第78期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）



開催場所

東京都新宿区単笥町15番地
牛込単笥区民ホール



大地とともに歩む

三井住建道路

決議事項

議 案 取締役（監査等委員
である取締役を除
く。）5名選任の件

事前の議決権行使

2025年6月26日（木曜日）
午後5時までに到着

経営理念

顧客満足度の追求

高い技術力により、生活・産業基盤の整備事業を通じ、顧客満足度を高め、社会に貢献します。

株主価値の増大

効率経営に徹し、安定的収益の確保をはかり、株主価値の増大に努めます。

社員活力の重視

社員の能力が最大限発揮でき、働き甲斐のある会社を目指します。

社会性の重視

企業市民として、公正かつ妥当な事業活動を行います。

地球環境への貢献

環境への負荷低減に努め、生活環境と自然の調和を大切にされた事業活動を行います。

Contents

≫ ごあいさつ	P1
≫ 招集ご通知	P2
≫ 株主総会参考書類	P6
議 案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）5名選任の件	
≫ 事業報告	P13
≫ 連結計算書類	P27
≫ 計算書類	P29
≫ 監査報告書	P31
≫ 特集	P37
≫ 株主メモ	巻末

株主の皆様へ

「経営改革を通じた収益力・企業価値の向上」 を目指して

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第78期定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただき、当社グループの現況をご報告するとともに、当社の基本方針や、株主の皆様にご賛否をお願いする重要な事項につきまして、ご説明させていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。今後も皆様のご期待にお応えできますよう「経営改革を通じた収益力・企業価値の向上」を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長

蓮井 肇



株主各位

証券コード1776
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
三井住建道路株式会社

代表取締役社長 蓮井 肇

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第78期定時株主総会招集ご通知」及び「第78期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.smrc.co.jp/ir/general_meeting.html



また、電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「三井住建道路」または証券コード「1776」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙または、インターネット等により賛否をご表示いただき、来る**2025年6月26日（木曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）

場 所 東京都新宿区笹筒町15番地
牛込笹筒区民ホール

目的事項 報告事項 1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 **議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件**

以上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項記載書面をお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - 株主の皆様におかれましては、開催日時点でのご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時必着



インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時まで

ご注意事項

- ※書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- ※インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

代理人による議決権行使の場合

代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第16条の定めにより議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。

この場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

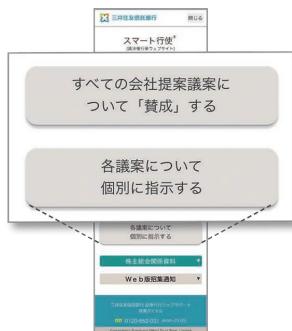
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



議決権電子行使プラットフォームのご利用について
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただくことができます。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

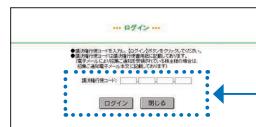
1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9:00~21:00)

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）は、本総会終結の時をもって全員（5名）任期満了となりますので、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

各候補者の選定にあたっては、独立性・客観性を確保する観点から、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会において審議しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任年数	取締役会への 出席状況
1	再任 北原 和明 きたはら かずあき	代表取締役会長	1年	12回/12回 (100%)
2	再任 蓮井 肇 はすい はじめ	代表取締役社長 執行役員社長	5年	15回/15回 (100%)
3	再任 鶴 洋人 つる ひろと	取締役 常務執行役員 受注入札審査担当兼安全統括兼 安全環境部担当	3年	15回/15回 (100%)
4	新任 榎内 浩行 ますうち ひろゆき	常務執行役員 工事本部長	—	—
5	再任 澤木 忠 さわき ただし	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部担当	1年	12回/12回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、北原和明氏、蓮井肇氏、鶴洋人氏及び澤木忠氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。なお、各候補者の再任が承認可決された場合は、各氏との間で当該補償契約を継続する予定であり、また新任候補者の榎内浩行氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で当該補償契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 次頁以降の取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

候補者番号

1

きた はら かず あき
北原 和明 (1964年6月20日生 満61歳)

再任

在任年数

1年

所有する当社の株式の数

3,300株

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 三井建設株式会社入社
2016年 7月 三井住友建設株式会社 管理本部経理部長
2019年11月 同社管理本部次長
2020年 4月 同社執行役員、管理本部副本部長
2021年 4月 同社管理本部長
2022年 4月 同社常務執行役員
2024年 4月 当社顧問
2024年 6月 当社代表取締役会長 (現任)

選任理由

同氏は、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

はす い はじめ
蓮井 肇 (1966年12月17日生 満58歳)

再任

在任年数

5年

所有する当社の株式の数

6,300株

取締役会への出席状況

15回/15回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 三井道路株式会社入社
2015年 4月 当社関東支店営業部長
2017年 4月 当社関東支店副支店長
2018年 4月 当社執行役員、中部支店長
2020年 4月 当社常務執行役員、工事本部長、安全統括、安全環境部担当
2020年 6月 当社取締役
2021年 4月 当社代表取締役社長 (現任)、執行役員社長 (現任)

選任理由

同氏は、取締役社長として強いリーダーシップと決断力により業務執行を指揮しており、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

つる
鶴

ひろと
洋人

(1963年8月8日生 満61歳)

再任

在任年数

3年

所有する当社の株式の数

6,400株

取締役会への出席状況

15回/15回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三井道路株式会社入社
2010年 4月 当社九州支店工事部長
2012年 4月 当社北海道支店工事部長
2014年 4月 当社中部支店副支店長
2015年 4月 当社九州支店副支店長
2017年 4月 当社九州支店長
2018年 4月 当社執行役員、九州支店長
2021年 4月 当社工事本部長、安全統括（現任）、安全環境部担当（現任）
2022年 6月 当社取締役（現任）
2023年 4月 当社常務執行役員（現任）、製品部担当
2025年 4月 当社受注入札審査担当（現任）

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また安全部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ますうち
桝内

ひろゆき
浩行

(1966年3月12日生 満59歳)

新任

所有する当社の株式の数

6,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 三井道路株式会社入社
2013年 4月 当社工事本部工事二部長
2014年 4月 当社九州支店工事部長
2017年 4月 当社関東支店工事部長
2018年 4月 当社関東支店副支店長
2020年 4月 当社執行役員、開発環境事業部長、営業部長
2021年 4月 当社九州支店長
2023年 4月 当社関東支店長
2025年 4月 当社常務執行役員（現任）、工事本部長（現任）

選任理由

同氏は、工事・営業部門で豊富な経験と実績を有しており、工事・営業部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、新任取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

さわ き
澤木

ただし
忠 (1969年7月16日生 満55歳)

再任

在任年数

1年

所有する当社の株式の数

5,400株

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 三井道路株式会社入社
2013年 4月 当社北海道支店事務部長
2015年11月 当社企画・管理本部経理部副部長、主計課長
2016年 4月 当社企画・管理本部経理部長、内部統制監理室長
2017年 4月 当社管理本部経理部長、内部統制監理室長
2023年 4月 当社執行役員、管理本部長（現任）
2024年 4月 当社経営企画部担当（現任）
2024年 6月 当社取締役（現任）
2025年 4月 当社常務執行役員（現任）

選任理由

同氏は、経営企画・管理部門において豊富な経験を有しており、経営企画・管理部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

(ご参考)

株主総会後の取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合

氏名	性別	専門性、経験					
		企業経営	営業・マーケティング	生産・技術・品質	財務会計	法務・コンプライアンス	人事・人財開発
取締役	北原 和明	●			●	●	●
	蓮井 肇	●	●	●			
	鶴 洋人	●	●	●			
	榎内 浩行	●	●	●			
	澤木 忠	●			●	●	●
監査等委員	梶木 泰志	●			●	●	
	星 千絵	社外 独立	●			●	
	松林 恵子	社外 独立	●		●	●	
	安藤 佳道	社外 独立	●			●	●

(注) 本一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

※  男性  女性

■ 取締役会の構成・選任手続き

当社は、取締役会において活発な審議と迅速な意思決定ができるように、定款において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内と定めております。取締役の選任にあたっては、舗装工事業、土木工事業、製品製造販売業を主体とした建設会社であるという観点から、これらの事業に対する相当程度の知見を有する者、及び事業活動を遂行するに相応しい体制を維持する観点から、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者を取締役会構成員としてバランスよく選任することとしております。

現状では、弁護士としての専門的な知識と経験を有する者、国税局勤務における税務分野の豊富な知識と経験を有する者、監査法人勤務における会計監査分野の豊富な知識と経験を有する者を社外取締役に選任しております。さらに、女性の視点で経営・事業をチェックできるよう社外取締役に女性を選任しております。

■ 役員の選任方針

経営陣幹部及び取締役候補の選任に関しては、代表取締役社長が、これまでの業績、人格、識見等からその責務に相応しい人物を選任し、指名・報酬委員会の協議を経た上で、また監査等委員である取締役候補につきましては、監査等委員会の同意を得た上で、独立社外取締役が出席する取締役会にて、経営陣幹部及び取締役候補を決定することとしております。当社の経営陣幹部及び取締役の任期は、業績の状況等を的確に反映させるため、1年（監査等委員である取締役の任期は2年）としています。なお、任期の途中であっても職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしております。

■ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所における独立役員要件を満たすことを以て、独立社外取締役であると判断しております。

なお、取引関係者については、「特定関係事業者」の関係者でないことを要件としております。

また、顧問弁護士事務所、会計監査人の事務所及び顧問税理士事務所に所属する者については独立性がないものと判断しております。

■ 役員の報酬等の額又は

その算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬に関しましては、取締役会において基本方針を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役にについては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準等をも考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での協議を経て、株主総会において承認された範囲内で、取締役会の決議により決定するものとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で、監査等委員会での協議により決定するものとしております。

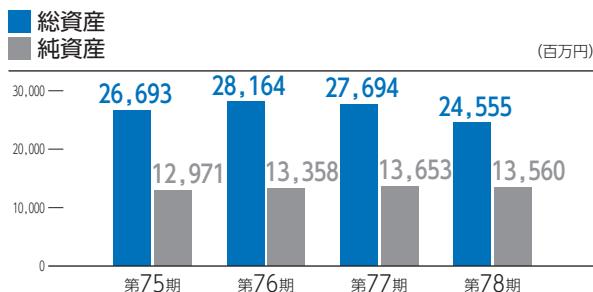
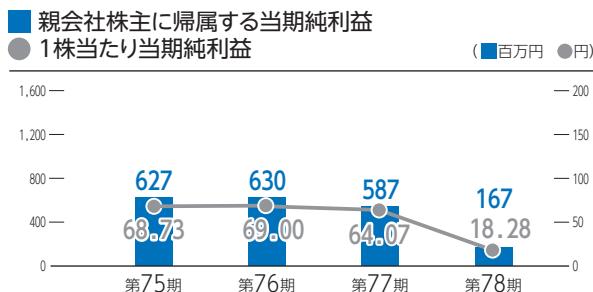
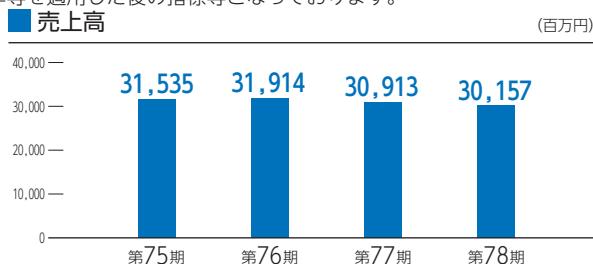
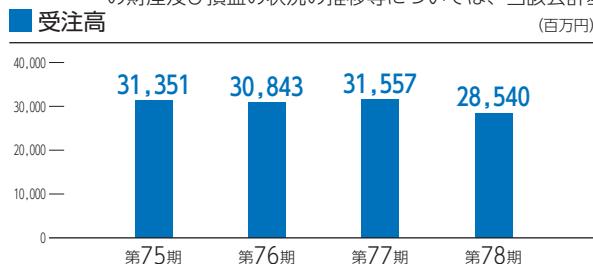
1. 企業集団の現況に関する事項

1 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (2022年3月期)	第76期 (2023年3月期)	第77期 (2024年3月期)	第78期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受注高 (百万円)	31,351	30,843	31,557	28,540
売上高 (百万円)	31,535	31,914	30,913	30,157
経常利益 (百万円)	949	1,015	1,027	270
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	627	630	587	167
1株当たり当期純利益 (円)	68.73	69.00	64.07	18.28
総資産 (百万円)	26,693	28,164	27,694	24,555
純資産 (百万円)	12,971	13,358	13,653	13,560
1株当たり純資産 (円)	1,421.00	1,462.05	1,486.70	1,475.51

(注) 1. 当社は取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降の財産及び損益の状況の推移等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



2 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、建設業法による許可を受けて、建設工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

当社グループの主要な事業内容は、建設事業、製造・販売事業、その他の事業であり、建設事業は舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業、製造・販売事業は建設用資材の製造・販売に関する事業、その他の事業は売電事業及び不動産取引に関する事業であります。

建設事業	舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業
製造・販売事業	建設用資材の製造・販売に関する事業
その他	売電事業及び不動産取引に関する事業

3 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、緩やかな景気の回復が継続しました。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが国内の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

道路建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移しているものの、企業間競争の激化に加え、建設資材価格や人件費が上昇していることが業績に大きな影響を及ぼし、採算の悪化に繋がっていることなど非常に厳しい環境となっております。

その結果、当連結会計年度の当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）の業績は、受注高は28,540百万円（前連結会計年度比9.6%減少）となりました。売上高は30,157百万円（前連結会計年度比2.4%減少）、経常利益は270百万円（前連結会計年度比73.6%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は167百万円（前連結会計年度比71.4%減少）となりました。

4 部門別事業の状況

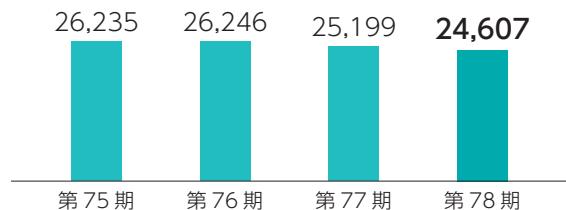
ご参考 セグメント別状況



建設事業

完成工事高

(単位：百万円)



セグメント利益

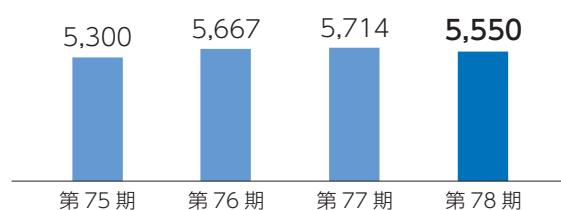
(単位：百万円)



製造・販売事業・その他

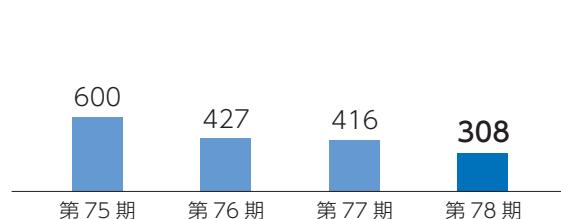
製品等売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



1. 工事部門

当連結会計年度の受注工事高は23,036百万円（前連結会計年度比11.0%減少）であり、これに前連結会計年度からの繰越工事高10,871百万円を加え、当連結会計年度手持工事高は33,908百万円となりました。うち当連結会計年度中の完成工事高は24,607百万円（前連結会計年度比2.4%減少）であり、これにより、翌連結会計年度への繰越工事高は9,300百万円となりました。当連結会計年度の主な受注工事及び完成工事は、次のとおりであります。

主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東京航空局	東京国際空港構内道路維持修繕工事	東京都
三井不動産レジデンシャル株式会社	（仮称）神奈川県横浜市西区戸部本町63計画	神奈川県
国土交通省関東地方整備局	R 6 国道246号有馬（2）電線共同溝工事	神奈川県
株式会社平島	（仮称）株式会社平島御船新工場建設工事（造成工事）	熊本県
国土交通省九州地方整備局	熊本57号滝室坂トンネル東工区舗装工事	熊本県

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省北海道開発局	北海道横断自動車道釧路市仁々志別舗装工事	北海道
住友林業株式会社	（仮称）船橋市前原東PJ宅地造成工事	千葉県
関西エアポート株式会社	関西国際空港1期北側リモートエプロン舗装等工事	大阪府
西日本高速道路株式会社	令和4年度長崎自動車道長崎高速道路事務所管内舗装補修工事	佐賀県～長崎県
熊本国際空港株式会社	2024年度熊本空港滑走路更新工事	熊本県

2. 製品部門

アスファルト合材等の製品部門におきましては、製品等売上高は5,503百万円（前連結会計年度比2.9%減少）となりました。

3. その他部門

その他部門におきましては、太陽光発電による売電事業の売上高は46百万円（前連結会計年度比2.6%増加）となりました。

4. 当連結会計年度の部門別受注高・売上高・繰越高

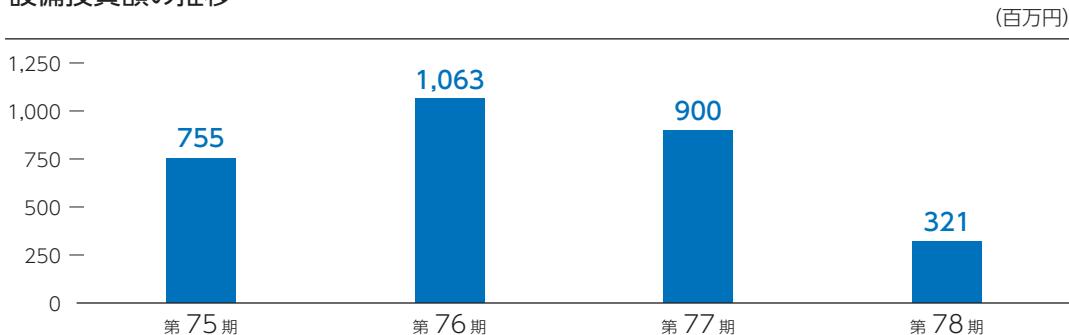
(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
工事部門	10,871	23,036	24,607	9,300
製品部門	—	5,503	5,503	—
その他部門	—	—	46	—
合計	10,871	28,540	30,157	9,300

5 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は321百万円であり、その主なものはアスファルト合材生産設備の建替のためのものです。

設備投資額の推移



6 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

7 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が継続すると予想されるものの、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響など、引き続き不透明な状況が予想されます。

道路建設業界におきましては、建設資材価格の高騰、慢性的な人材不足等による建設コストの上昇、これに伴った企業間競争の激化等が継続するなど、当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと予想しております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、2025年5月に公表いたしました「中期経営計画(2025-2027)」において、次世代の成長への土台を整備する期間と位置付け、安全とコンプライアンスを最優先に、更なる企業価値向上に向けた取り組みを実行し、収益力と効率性の向上にこだわり、利益の創出を図ってまいります。また、品質管理強化による顧客満足度の向上、社員の処遇改善、株主還元強化など、ステークホルダーの期待に応えてまいります。

建設事業では、安全第一を最優先に、企業価値を高める施策を確実に実施してまいります。品質の向上、コストダウンによる収益力の向上を目指してまいります。また、次世代を担う人材の育成にも注力し、技術者のスキルアップのための教育を強化してまいります。

製品・販売事業では、原材料価格やエネルギー価格の高止まりが続いている中、利益の確保に向け、コストに見合う価格転嫁を実施するとともに、引き続きコスト削減に取り組んでまいります。また、営業力を強化することにより、シェアの拡大を図ってまいります。さらに、環境対策についても、環境に配慮した設備投資を実施するとともに、化石燃料に代わる代替燃料の導入も進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本店	東京都新宿区	関西支店	大阪市福島区
北海道支店	札幌市中央区	九州支店	福岡市中央区
東北支店	仙台市青葉区	開発環境事業部	川崎市麻生区
関東支店	東京都新宿区	技術研究所	千葉県流山市
中部支店	名古屋市中区		

② 子会社

会社名	本店所在地
三道工業株式会社	札幌市東区

9 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
428名	1名減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
422名	1名減	46.3歳	17.3年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

10 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

a 親会社との関係

当社の親会社は三井住友建設株式会社であり、当社の総株主の議決権の53.74% (出資比率は53.69%) を保有しております。当社は同社から工事請負をしております。

b 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に関して、舗装工事等の請負については、工事ごとに当社見積価格を提出し交渉のうえ、一般的取引条件を勘案し、決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場企業として親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、親会社との取引に関しても採算性の重視を徹底しておりますので、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
三道工業株式会社	20	100.0	道路舗装及び土木等工事の請負

11 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

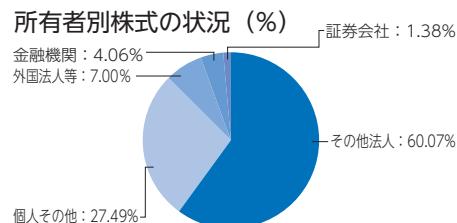
12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

1 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,000,000株
 ② 発行済株式の総数 9,277,447株
 (自己株式 53株を除く。)
 ③ 当期末株主数 2,930名
 ④ 大株主の状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
三井住友建設株式会社	4,981	53.69
野村 絢	347	3.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	249	2.68
MSIP CLIENT SECURITIES	195	2.10
INTERACTIVE BROKERS LLC	159	1.71
三井住建道路従業員持株会	138	1.49
株式会社シティインデックスイレブンス	132	1.43
株式会社ウベモク	126	1.35
MM Investments株式会社	103	1.11
服部 光夫	95	1.02

(注) 1. 持株比率は自己株式(53株)を控除して計算しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する株式には、当社が設定した役員向け株式交付信託に係る当社株式86,800株が含まれております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 4,700株	1名
取締役(監査等委員)	—	—

(注) 株式報酬制度に基づき、「役員向け株式交付信託」を通じて、退任取締役1名に対して交付したものであります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 当社の会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

① 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	北原和明	
代表取締役社長	蓮井肇※	執行役員社長
取締役	鶴洋人※	常務執行役員 工事本部長兼安全統括兼製品部担当兼安全環境部担当
取締役	松田雄二※	常務執行役員 営業本部長兼技術研究所担当
取締役	澤木忠※	執行役員 管理本部長兼経営企画部担当
取締役 (常勤監査等委員)	梶木泰志	
取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員 星千絵	弁護士 鴻池運輸株式会社社外監査役 学校法人大東文化学園理事 B A S E 株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員 松林恵子	税理士 株式会社フルヤ金属社外取締役
取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員 安藤佳道	公認会計士・税理士 安藤会計事務所所長

- (注) 1. 当社は、2024年6月27日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 監査等委員である取締役星千絵（戸籍上の氏名は安野千絵）、松林恵子及び安藤佳道の各氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席ならびに内部監査部門との十分な連携をはかることにより、監査・監督機能の実効性を高めるためであります。
4. 監査等委員である取締役梶木泰志氏は、三井住友建設株式会社及び当社において経理部門を中心に業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査等委員である取締役星千絵氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験から相当程度の知見を有するものであります。
監査等委員である取締役松林恵子氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験から相当程度の知見を有するものであります。
監査等委員である取締役安藤佳道氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と豊富な経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2024年6月27日開催の第77期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。

取締役	北原和明
取締役	澤木忠
取締役(監査等委員)	梶木泰志
取締役(監査等委員)	星千絵
取締役(監査等委員)	松林恵子
取締役(監査等委員)	安藤佳道

6. 2024年6月27日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により次のとおり退任いたしました。()内は退任時の地位であります。

梶木 泰志 (取締役)
 藤井 春雄 (取締役)
 伊藤 弥生 (取締役)
 星 千絵 (取締役)
 平 喜彦 (取締役)
 川島 淳 (監査役)
 奥 園 泰弘 (監査役)
 若松 昭司 (監査役)
 松林 恵子 (監査役)

※ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、上記のうち、梶木泰志氏、星千絵氏、松林恵子氏は監査等委員である取締役に就任しております。

7. 当社は執行役員制度を導入しており、前記「①取締役の状況」の表中の※印の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2025年3月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は次のとおりであります。

氏 名	会社における地位及び担当	
武藤 政 浩	執 行 役 員	北海道支店長兼製品部長
平井 克 政	執 行 役 員	営業本部副本部長兼営業管理部長兼営業一部長兼営業二部長
榊内 浩 行	執 行 役 員	関東支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条の規定に基づき梶木泰志、星千絵、松林恵子及び安藤佳道の各氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、各氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、前記「①取締役の状況」の表中に記載の取締役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令で定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとしております。

なお、故意または重大過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役ならびに執行役員の全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。なお当社は、任期の途中である2025年10月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社の役員報酬に関しましては、取締役会において基本方針を決定しております。取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

(監査等委員会設置会社への移行前)

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準等をも考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での協議を経て、取締役会の決議により決定するものとしております。また、監査役報酬は監査役会での協議により決定しております。

2021年6月29日開催の第74期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額160百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役年額50百万円以内となっております。当該定時株主総会終結の時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名) 監査役の員数は4名であります。また、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会での決議により、報酬等の別枠で当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終結の時点の本制度の対象となる取締役の員数は6名であります。

(監査等委員会設置会社への移行後)

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準等をも考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での協議を経て、取締役会の決議により決定するものとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会での協議により決定しております。

2024年6月27日開催の第77期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)年額160百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査等委員である取締役年額50百万円以内となっております。当該定時株主総会終結の時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役は3名)であります。また、2024年6月27日開催の第77期定時株主総会での決議により、報酬等の別枠で当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終結の時点の本制度の対象となる取締役の員数は5名であります。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬等の額の決定に関する方針は以下の(a)及び(b)のとおりであります。

(a) 取締役(監査等委員である取締役を除く)

取締役会において代表取締役社長蓮井肇に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与水準等を考慮した基本報酬額の決定であり、権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職務評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。その決定につきましては、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得ております。

(b) 監査等委員である取締役

役位及び常勤・非常勤の別に応じた業務の内容を勘案し、監査等委員会での協議により決定しております。

⑦ 役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	その他	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	91 (5)	81 (5)	9 (一)	—	9 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	27 (16)	27 (16)	—	—	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	9 (3)	9 (3)	—	—	4 (2)

- (注) 1. 当社は、2024年6月27日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 上記には、2024年6月27日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち1名は無報酬）及び監査役4名に対して支給した報酬等を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役（3名）の使用人給与相当額は上表支給額とは別枠であり、その額は19百万円であります。

⑧ 社外役員等に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会 出席状況	監査役会／監査等委員会 出席状況	主な活動状況
星 千 絵	取締役 (監査等委員)	15/15回 (100.0%)	監査等委員会 7/7回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会15回及び監査等委員会7回に出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
松 林 恵 子	取締役 (監査等委員)	15/15回 (100.0%)	監査役会 2/2回 (100.0%) 監査等委員会 7/7回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会15回及び監査等委員会7回に出席し、税理士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
安 藤 佳 道	取締役 (監査等委員)	12/12回 (100.0%)	監査等委員会 7/7回 (100.0%)	2024年6月27日就任以来開催の取締役会12回及び監査等委員会7回に出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

- (注) 監査等委員会設置会社移行前の期間において、松林恵子氏は、当社の社外監査役に就任しており、当該事業年度開催の取締役会15回のうち3回は監査役として出席し、専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行いました。

4 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	44	—
子 会 社	—	—
計	44	—

(注) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査等委員会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

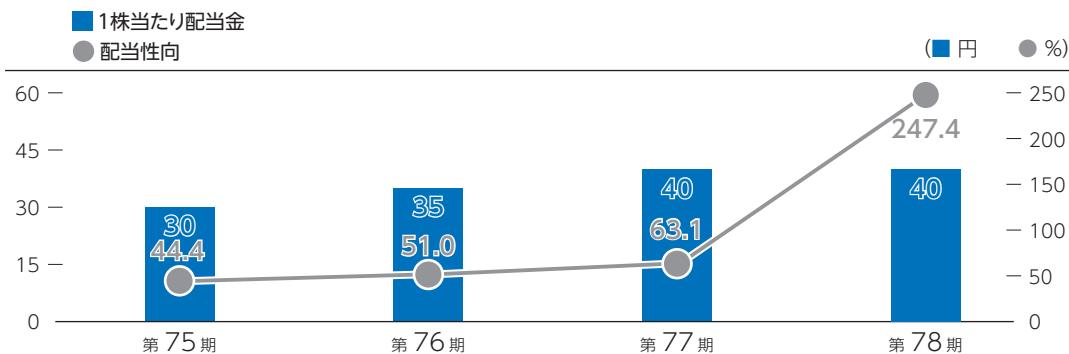
5 剰余金の配当等の決定の機関及び方針ならびに内容

当社は、業績の状況や長期的な事業発展のための内部留保の充実等を勘案しつつ、株主の皆様へは安定的な配当の継続とともに利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、利益状況に適した配当の水準及び時期を機動的に決定するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、2025年5月23日開催の取締役会決議により、1株につき40円とさせていただきます。これにより、配当金総額は371百万円となります。株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

1株当たり配当金の推移（単体）



以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流 動 資 産	17,414,401	流 動 負 債	9,117,298
現 金 預 金	7,027,719	支払手形・工事未払金等	5,486,221
受取手形・完成工事未収入金等	9,430,933	電 子 記 録 債 務	1,931,630
製 品	239	リ ー ス 債 務	34,147
未 成 工 事 支 出 金	151,619	未 払 法 人 税 等	214,830
材 料 貯 蔵 品	168,467	未 成 工 事 受 入 金	448,677
そ の 他	635,424	完 成 工 事 補 償 引 当 金	4,400
		賞 与 引 当 金	5,600
		工 事 損 失 引 当 金	1,301
		そ の 他	990,488
固 定 資 産	7,140,817	固 定 負 債	1,877,001
有 形 固 定 資 産	5,914,129	再評価に係る繰延税金負債	293,633
建 物 ・ 構 築 物	1,700,671	株 式 報 酬 引 当 金	67,669
機 械 及 び 装 置	1,405,245	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,301,678
土 地	2,752,279	資 産 除 去 債 務	151,275
そ の 他	55,933	そ の 他	62,744
無 形 固 定 資 産	94,966	負 債 合 計	10,994,299
投 資 其 他 の 資 産	1,131,721	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	724,201	株 主 資 本	13,274,490
そ の 他	430,540	資 本 金	1,329,850
貸 倒 引 当 金	△23,019	資 本 剰 余 金	1,597,379
		利 益 剰 余 金	10,428,104
		自 己 株 式	△80,843
		その他の包括利益累計額	286,428
		土 地 再 評 価 差 額 金	170,490
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	115,938
		純 資 産 合 計	13,560,919
資 産 合 計	24,555,219	負 債 純 資 産 合 計	24,555,219

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	
流 動 資 産	17,380,460	流 動 負 債	9,219,114
現 金 預 金	7,019,711	電 子 記 録 債 務	1,931,630
受 取 手 形	561,326	工 事 未 払 金	4,280,944
完 成 工 事 未 収 入 金	7,752,401	買 掛 金	1,184,527
売 掛 金	1,091,417	リ ー ス 債 務	33,566
製 品	239	未 払 金	375,028
未 成 工 事 支 出 金	151,619	未 払 費 用	478,869
材 料 貯 蔵 品	168,467	未 払 法 人 税 等	203,936
そ の 他	635,276	未 成 工 事 受 入 金	448,677
		預 り 金	262,995
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	4,400
		工 事 損 失 引 当 金	1,301
		そ の 他	13,235
固 定 資 産	7,205,292	固 定 負 債	2,036,166
有 形 固 定 資 産	5,910,412	リ ー ス 債 務	59,746
建 物 ・ 構 築 物	1,700,166	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	293,633
機 械 ・ 運 搬 具	1,407,683	株 式 報 酬 引 当 金	67,669
工 具 器 具 ・ 備 品	50,283	退 職 給 付 引 当 金	1,463,796
土 地	2,752,279	資 産 除 去 債 務	151,275
無 形 固 定 資 産	94,750	そ の 他	46
借 地 権	23,809	負 債 合 計	11,255,281
ソ フ ト ウ ェ ア	34,125	純 資 産 の 部	
そ の 他	36,816	株 主 資 本	13,159,981
投 資 其 他 の 資 産	1,200,129	資 本 金	1,329,850
投 資 有 価 証 券	7,488	資 本 剰 余 金	1,597,379
関 係 会 社 株 式	20,570	資 本 準 備 金	541,453
従 業 員 長 期 貸 付 金	1,510	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,055,926
繰 延 税 金 資 産	772,039	利 益 剰 余 金	10,313,595
そ の 他	421,542	利 益 準 備 金	85,500
貸 倒 引 当 金	△23,019	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,228,095
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,228,095
		自 己 株 式	△80,843
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	170,490
		土 地 再 評 価 差 額 金	170,490
資 産 合 計	24,585,752	純 資 産 合 計	13,330,471
		負 債 純 資 産 合 計	24,585,752

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住建道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

三井住建道路株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 梶木 泰志 ㊟

監査等委員 星 千絵 ㊟

監査等委員 松林 恵子 ㊟

監査等委員 安藤 佳道 ㊟

監査等委員 星千絵、松林恵子及び安藤佳道は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

中期経営計画2025-2027

当社グループは、前中期経営計画までの歩みを踏まえ、2025年度から2027年度までの3カ年を、次世代の成長への土台を整備する期間と位置付け、安全とコンプライアンスを最優先に、更なる企業価値向上に向けた取り組みを実行し、収益力と効率性の向上にこだわり、利益の創出を図るべく「中期経営計画2025-2027」を策定いたしました。

基本方針

経営改革を通じた収益力・企業価値の向上

重点テーマ

①事業構造改革

- **建設事業：**
従業員生産性の向上
公共工事の受注力強化
新規営業領域の拡大
- **製造・販売事業：**
稼ぐ力の向上

②経営基盤の強化

- **人財戦略：**
人財の確保・定着・育成、
執行体制の強化
- **DX・業務効率化：**
業務・施工DX

③財務戦略

④サステナビリティ戦略

計数目標(2027年度目標)

財務目標(連結)			株主還元
売上高	営業利益率	ROE	DOE(株主資本配当率)
31,550百万円	3.5%	5%程度	3.5%を目標に安定配当

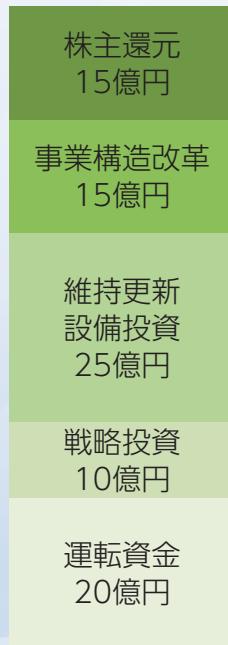
財務戦略

<キャッシュフローロケーション 2025~2027年度>

収入+手元資金



支出



サステナビリティ戦略



環境

- 脱炭素社会へ向けた取り組み
- サークュラーエコノミーに向けた取り組み



社会

- 技術、サービスを通じた社会との共存
- 人権の尊重
- 人財の育成
- 安全と健康



ガバナンス

- コーポレートガバナンス
- コンプライアンス

※中期経営計画 2025-2027 の詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

特集

施工実績のご紹介

北海道横断自動車道釧路市仁々志別舗装工事
(北海道)



(仮称) 神奈川県横浜市港北区富士塚一丁目計画宅地造成工事
(神奈川県)



新東名高速道路新清水IC代替駐車場設置工事
(静岡県)



関西国際空港1期北側リモートエプロン舗装等工事
(大阪府)



株主メモ

決算期	毎年3月31日
定時株主総会	6月
基準日	3月31日 その他必要あるときはあらかじめ公告して定める一定の日
配当金受領 株主確定日	3月31日（中間配当を行うときは9月30日）
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店でっております。
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL (https://www.smrc.co.jp/)
単元株式数	100株

お知らせ

- 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 未払配当金の支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

ホームページのご案内



よりくわしい財務情報や工事実績、保有技術をはじめとする会社情報を掲載しています。皆様からのアクセスをお待ちしております。

<https://www.smrc.co.jp/>

第78期 定時株主総会 会場ご案内図

開催日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）
開催場所 東京都新宿区筈町15番地
牛込筈区民ホール



都営大江戸線

牛込神楽坂駅 A1出口 より徒歩0分

東京メトロ東西線

神楽坂駅 2番出口 より徒歩10分

お願い：駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

